

2024年8月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 Z U U
代 表 者 名 代 表 取 締 役 富 田 和 成
(コード番号：4387 東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 大 井 賢 治
(TEL. 03-4405-6102)

(開示事項の追加) 「貸付型私募ファンドの組成に関するお知らせ」及び「投資事業有限責任組合の設立及び出資のお知らせ」において組成した各ファンドにおける支配株主との取引等に関するお知らせ

当社は、2024年1月25日付「貸付型私募ファンドの組成に関するお知らせ」記載のとおり、同日開催の取締役会において、当社グループの株式会社 COOL SERVICES 及び株式会社 COOL による貸付型私募ファンド(以下「本件ファンド①」)の組成を決議した旨を公表いたしました。その後、2024年2月5日に、本件ファンド①の一部持分について、当社の代表取締役富田和成が議決権の過半数を有する会社が出資することとなりました(以下「本件取引①」)。当社代表取締役富田和成は当社の支配株主(以下「支配株主」)でもあり、したがって、本件ファンドへの出資は支配株主との重要な取引等に該当するため、当該出資の決定時において、支配株主との間に利害関係を有しない者による、少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手するとともに、その旨を開示すべきでありましたが、当時、支配株主との重要な取引等に該当するとの認識に至っておりませんでした。

また、上記を受けて、他に支配株主との重要な取引等に該当しうる取引がないかを当社内で確認したところ、2024年6月7日付「投資事業有限責任組合の設立及び出資のお知らせ」において公表致しました、当社の子会社である ZUU Funders 株式会社が設立した投資事業有限責任組合のうちZUU Funders ターゲットファンド1号(以下「本件ファンド②」)について、既存出資者の出資持分の一部を、当社代表取締役富田和成が譲り受けるとの取引(以下「本件取引②」)がございました。当該取引については、既存出資者と当社代表取締役富田和成との間の取引であり、当社又はその子会社が直接支配株主との間で取引を行うものではありませんが、結果的に、当社子会社であるZUU Funders 株式会社と支配株主との間で組合契約関係が発生することとなりますので、支配株主との重要な取引等に準じて、少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手するとともに、その旨を開示することと致しました。

それぞれの取引の概要と支配株主との重要な取引等に関する事項の概要は下記のとおりです。それぞれ適切な時期に手続を履践し開示をできなかったことについて、株主及び関係者の皆様に対して深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、改めて支配株主との取引等の管理体制を見直し、再発防止に努めてまいります。

記

I. 本件取引①について

1. 本件ファンド①の概要

本件ファンド①の概要は、下表のとおりとなります。

①	出資形態	匿名組合契約
②	出資単位	1口あたり金50,000,000円 1口以上1口単位
③	募集総額 (成立金額)	上限26億円(52口) 下限11億円(22口) (15億円)
④	募集期間	2024年1月25日～2024年2月5日
⑤	払込期間	2024年1月25日～2024年2月5日
⑥	運用期間	2024年2月6日～2025年2月6日
⑦	計算期間 (貸付実行日)	2024年2月6日～2025年2月6日 (2024年2月6日)

2. 支配株主等との取引等に関する事項

本件ファンド①の組成に際して、その一部(2個、合計1億円)につきまして、2024年2月5日に代表取締役であり支配株主でもある富田和成氏が議決権の過半数を有する会社であるトミーアセットマネジメント株式会社が出資を行いましたので、支配株主との重要な取引等に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレートガバナンス報告書(開示日2024年6月27日)において開示しておりますとおり、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。

本件取引①は、他の出資者の出資条件と同様の条件とされており、また、本件取引①の取引内容及び条件の妥当性については取締役会において審議されていないものの、本件ファンド①の組成については取締役会において審議決議されていること、本件取引①に際しては、当社の取締役会決議を経た支配株主を含む当社関係者との投資ルール(以下「投資ルール」)に沿った手続が実施されていること等から、指針の趣旨を害していないものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引①に際しては、当社の取締役会において予め定められた投資ルールにしたがって、事前にコーポレート本部における審査が実施されており、当社の業績への影響の観点や案件成否に対する影響の観点より、問題がないことを確認しております。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員であり監査等委員である社外取締役である高橋正利氏より、(i)本件取引①により本件ファンド①の調達金額が増加し同ファンドによる融資取引が円滑に行われることが期待されるほか、本件ファンドの営業者であるCOOL SERVICESの関係者が自ら出資を行い投資家と共通のリスクを負担することで、本件ファンド①に対する一般投資家の信用が補完されることも期待されることからすると、本件取引①について必要性は認められるものと考えられること、(ii)本件取引①による当社の連結業績への影響額は当社取締役会において適正と定められた範囲内に収まっており、また、本件取引①がなかったとしても本件ファンド①が成立する金額に留まっていることからすると、本件取引①に係る金額が、当社の連結業績に不当な影響を与えるといった懸念や、本来組成できないはずの案件を本件取引①により成立させたといった懸念も認められないこと、(iii)本件取引①に際しては、上記(2)記載の措置が採られており、手続の公正性も認められるものと考えられること、さらには、上記(1)記載の通り、本件取引①は、他の出資者の出資条件と同様の条件とされていること、本件取引①の取引内容及び条件の妥当性については取締役会において審議されていないものの、本件ファンド①の組成については取締役会において審議決議されていること、当社の投資ルールに沿った手続が実施されていること、支配株主により少数株主を害する個別事情や、本件取引①の内容や条件の妥当性を疑わせる特段の事情は見受けられていないこと等から支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針の趣旨を害していないと考えられることから、本件取引①が少数株主にとって不利益なものではないと考えるとの意見書を受理しております（受理日2024年7月18日付）。

II. 本件取引②について

1. 本件ファンド②の概要

本件ファンド②の概要は、下表のとおりとなります。

(1)	名 称	ZUU Fundersターゲットファンド1号投資事業有限責任組合	
(2)	所 在 地	東京都目黒区青葉台3-6-28	
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4)	組 成 目 的	特定企業への投資	
(5)	組 成 日	2024年1月	
(6)	出 資 の 総 額	2,380百万円	
(7)	出 資 者	ZUU Funders株式会社 18百万円 その他の出資者については、契約において秘密保持条項があるため、非開示とさせていただきます。	
(8)	業務執行組合員の概要	名 称	ZUU Funders株式会社
		所 在 地	東京都目黒区青葉台3-6-28
		代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 富田 和成
		事 業 内 容	投資事業
	資 本 金	10百万円	

(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社の子会社が出資しています
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	業務執行組合員は当社の100%子会社です

2. 支配株主等との取引等に関する事項

本件ファンド②の出資持分の一部（35個、出資金額35万ドル相当）につきまして、当社代表取締役富田和成が既存出資者から譲り受けた結果として（譲受日2024年6月21日付）、当社子会社であるZUU Funders株式会社と支配株主との間に組合契約関係が発生しましたので、支配株主との取引等に準じるものとして取り扱います。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレートガバナンス報告書において開示しておりますとおり、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、社外取締役が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。

本件取引②は、他の出資者の出資条件と同様の条件とされており、また、本件取引②の取引内容及び条件の妥当性についても、支配株主以外の取締役全員の同意を得て書面による取締役会決議を経ていることから、指針の趣旨を害していないと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引②に際しては、支配株主を除く当社の全取締役の同意を得て書面による取締役会決議による承認がなされております。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員であり監査等委員である社外取締役である高橋正利氏より、(i) 本件取引②に至った経緯から事業上の必要性が認められるものと考え、(ii) 本件取引②は、既存出資者及び本件ファンド②に対する他の出資者による出資金額と同様の譲渡価額で実行されており、支配株主が特に有利な条件で取引を行っているといった事情は認められないこと、(iii) 本件取引②に際しては、上記(2)記載の措置が採られており、手続の公正性も認められるものと考え、さらには、上記(1)記載の通り、本件取引②は、一般の取引条件と同様の条件とされていること、本件取引②の取引内容及び条件の妥当性についても、支配株主以外の取締役会全員の同意を得て書面による取締役会決議を経ていること等から支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針の趣旨を害していないと考えられることから、本件取引②が少数株主にとって不利益なものでないこととの意見書を受理しております（受理日2024年7月18日付）。

Ⅲ. 今後の予定について

当社は従来、子会社が組成したファンドへの支配株主による出資に際して、少数株主にとって不利益でないことの確認も含めて、当社取締役会において予め定めた投資ルールに則った運用を行っておりました。もともと、支配株主との重要な取引等の手続を行えていなかったことや、コーポレートガバナンス報告書に記載した支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に基づく取締役会による審議・決議が徹底できていなかったことを踏まえ、今後、支配株主による投資や出資等の取引可否を検討する際には、金額の多寡にかかわらず、社内規程及び投資ルールに基づきコーポレート部門において一次的に審議したうえで、最終的な決定はすべて取締役会における審議・決議を経て行うことを予定しております。

以 上